

マイキープラットフォーム運用協議会規約（案）

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本会は、マイキープラットフォーム運用協議会という。

（目的）

第 2 条 本会は、マイキープラットフォーム及び自治体ポイント管理クラウドを利用する地方公共団体が、公共施設等の利用者カードのマイナンバーカードへの統合等による国民生活の利便性の向上、自治体ポイント管理システムの利用による行政コストの削減、及びポイントやマイレージ等を活用した地域経済の活性化に取り組むにあたり、効果的な事業運用のために地方公共団体間の調整等を行うことを目的とする。

（事業）

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。なお、各事業の遂行にあたっては総務省と連携を密にして進めるものとする。

マイキープラットフォーム及び自治体ポイント管理クラウドの運用ルールに関する調整
 マイキープラットフォーム及び自治体ポイント管理クラウドの事業運用に必要な対外的な調整（地域経済応援ポイントの移行に関し必要な事項について、会員を代表して関係事業者と確認することを含む。）

その他本会の目的達成のため必要な事業

第 2 章 組織

（会員）

第 4 条 本会は、別紙に掲げる第 2 条の目的に賛同する地方公共団体の長（以下「会員」という。）をもって構成する。

（役員）

第 5 条 本会に次の役員を置く。

会長 1 名
 副会長 10 名程度
 監事 3 名程度

（役員を選任等）

第 6 条 役員は、総会において選任する。

2 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

（役員の職務）

第 7 条 会長は、会務を統括して本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序によって、その職務を代理する。

3 会長、副会長及び監事は、役員会を構成し、本規約及び役員会の議決に基づき、会務を執行する。

4 監事は、本会の会計事務を監査する。

(役員の任期)

第 8 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により就任した役員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(幹事及び代表幹事)

第 9 条 本会に幹事を置く。

2 幹事は、別紙に掲げる地方公共団体の担当課課長とする。

3 代表幹事は、別表 1 に定めるブロックごとに選出された幹事とし、その任期は、2 年とする。ただし、同一のブロックの幹事の数 が 1 の場合には、当該幹事が代表幹事となる。

(運用諮問委員会)

第 10 条 本会に、運用諮問委員会を置く。

2 運用諮問委員会は、規則で定める数の委員をもって組織する。

3 委員は、ポイントビジネス、金融・電子決済、又は情報セキュリティに関して高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから、会長が任命する。

4 運用諮問委員会は、本会の事業について、会長の諮問に応じ、又は自ら必要と認める事項について、会長に対し建議を行うことができる。

5 会長は、運用諮問委員会が述べた意見を尊重しなければならない。

(業務運用支援委員会)

第 11 条 本会に、業務運用支援委員会を置く。

2 業務運用支援委員会は、規則で定める数の委員をもって組織する。

3 委員は、金融・電子決済、地方行財政、又は情報システムに関して実務経験のある者のうちから、会長が任命する。

4 業務運用支援委員会は、本会の事業について、実務上の知見に照らしその効果的な運用のため、役員及び事務局に助言を行うことができる。

5 役員及び事務局は、業務運用支援委員会の助言を尊重しなければならない。

(事務局)

第 12 条 本会に事務局を置く。

2 事務局の構成及び運用に関する基本的事項は、会長が定める。

3 事務局の運用にあたっては、総務省自治行政局地域政策課地域情報政策室と連携を密にすることとするが、当面は、同室において事務局の運用にあたるものとする。

第 3 章 会議

(会議)

第 13 条 本会の会議は、役員会、総会及び代表幹事会とする。

(役員会)

第 14 条 役員会は、会長、副会長及び監事をもって組織する。

2 役員会は、会長が必要と認めた事項について、審議することができる。

3 役員会は、会長が招集する。

4 役員会は、必要がある場合、会員又は代表幹事の出席を求めることができる。

(役員会の議決事項)

第 15 条 役員会は、マイキープラットフォーム及び自治体ポイント管理クラウドの運用ルールに関する次の各号に掲げる事項について議決する。その際、必要に応じ、運用諮問委員会及び業務運用支援委員会の意見を求めるものとする。

自治体ポイント等の使途の範囲

自治体ポイント等の有効期限

地域経済応援ポイントの移行に関し必要な事項について関係事業者と確認すること

地域経済応援ポイント会社の選定
規約の変更その他本会の運用に関する重要事項

(総会)

- 第16条 総会は、会員をもって組織する。
- 2 総会は、定例会及び臨時会とする。
 - 3 定例会は、会長が招集する。
 - 4 臨時会は、必要がある場合において、会長が招集する。

(総会の議決事項)

- 第17条 総会は、第6条の規定に基づき役員を選任を行う他、役員会の提案による重要事項を議決する。

(議長)

- 第18条 総会及び役員会の議長は、会長が当たる。

(代表幹事会)

- 第19条 代表幹事会は、代表幹事をもって組織する。
- 2 代表幹事会は、第15条に規定される事項について、実務運用上の課題等を整理検討し、必要に応じ役員会に報告する。
 - 3 代表幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
 - 4 代表幹事会は、幹事長が招集する。
 - 5 代表幹事の2分の1以上の者から審議事項を示して代表幹事会の招集の要請があった場合、幹事長は代表幹事会を招集しなければならない。
 - 6 代表幹事会の運用に関し必要な事項は、代表幹事会において定める。

(定足数及び表決)

- 第20条 本会の会議は、構成員(構成員に支障があるときは、その代理人)の3分の2以上の者が出席しなければ、開会することができない。
- 2 本会の会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会への参加)

- 第21条 本会に参加しようとする地方公共団体は、事務局にその旨届出するものとする。
- 2 事務局は、前項の届出があった場合には、速やかに会員に周知するものとする。

(雑則)

- 第22条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

別表1 都道府県ブロック区分表（第9条関係）

ブロック名	構成都道府県
北海道・東北ブロック	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東・甲信越ブロック	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
北陸・東海ブロック	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿ブロック	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国・四国ブロック	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州ブロック	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

附則

- 1 この規約は、平成29年—8月—30日から施行する。
- 2 本会創設時における本会への参加手続については、第21条の規定にかかわらず、本会設立のための総会への出席をもって代えることとし、他の出席者への委任を申し出た者も総会に出席したものとみなすものとする。
- 3 本会の設立当初の役員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成31年3月31日までとする。

別紙

都道府県名 (管内団体数)	会員(地方公共団体)
北海道(180)	網走市、倶知安町、東川町
青森県(41)	青森県、八戸市、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、中泊町
岩手県(34)	奥州市
宮城県(36)	宮城県
秋田県(26)	大館市
山形県(36)	山形県
福島県(60)	福島県、福島市、桑折町
茨城県(45)	茨城県、水戸市、北茨城市、笠間市、牛久市
栃木県(26)	栃木県、足利市、真岡市、茂木町
群馬県(36)	前橋市、下仁田町
埼玉県(64)	川口市、吉見町
千葉県(55)	千葉市、成田市、東金市、いすみ市、酒々井町、栄町、横芝光町、長柄町、長南町
東京都(63)	港区、豊島区、八王子市、立川市、三鷹市、日野市、奥多摩町、八丈町
神奈川県(34)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、茅ヶ崎市、 鎌倉市
新潟県(31)	魚沼市、見附市
富山県(16)	富山市、立山町
石川県(20)	石川県
福井県(18)	福井市、越前市
山梨県(28)	南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、市川三郷町、身延町、富士川町、西桂町、鳴沢村、小菅村
長野県(78)	大田市、塩尻市、佐久市、小海町、佐久穂町、喬木村、大桑村、山ノ内町、飯綱町、栄村
岐阜県(43)	岐阜県、大垣市、可児市
静岡県(36)	藤枝市、袋井市
愛知県(55)	一宮市、犬山市、東海市、大府市、尾張旭市、東郷町
三重県(30)	津市、鳥羽市、大紀町
滋賀県(20)	滋賀県、大津市、草津市、多賀町
京都府(27)	京都府、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町
大阪府(44)	池田市、枚方市、泉佐野市、寝屋川市、四條畷市
兵庫県(42)	南あわじ市、宍粟市
奈良県(40)	天理市、斑鳩町、上牧町、王寺町
和歌山県(31)	和歌山市、白浜町
鳥取県(20)	鳥取県
島根県(20)	松江市
岡山県(28)	岡山県、備前市、真庭市、美作市、浅口市、新庄村、勝央町、西粟倉村、久米南町、美咲町
広島県(24)	広島県
山口県(20)	山口県、宇部市、山口市、下松市、岩国市
徳島県(25)	徳島県、徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、勝浦町
香川県(18)	高松市、東かがわ市、三豊市、三木町
愛媛県(21)	愛媛県、松山市、久万高原町
高知県(35)	南国市、須崎市、田野町、大豊町、中土佐町、三原村
福岡県(61)	福岡県、柳川市、八女市、大川市、宗像市、広川町
佐賀県(21)	佐賀県、多久市、伊万里市、江北町
長崎県(22)	長崎県、島原市、平戸市、壱岐市、東彼杵町、波佐見町
熊本県(46)	熊本県、八代市、玉名市、阿蘇市、南関町、長洲町、和水町、小国町、山江村、球磨村、苓北町
大分県(19)	大分市、杵築市、豊後大野市
宮崎県(27)	宮崎県、都城市、日南市、小林市、川南町
鹿児島県(44)	鹿児島県、鹿児島市、鹿屋市、西之表市、さつま町、長島町、大崎町、錦江町、南大隅町、肝付町、龍郷町、喜界町、和泊町
沖縄県(42)	沖縄県、与那国町